

令和8年8月17日

廿日市市監査委員 河野 行信

廿日市市監査委員 枇杷木 正伸

監査の結果に対する措置事項の公表

地方自治法第199条第14項の規定により、廿日市市長から定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

- 1 監査結果公表年月日
令和8年6月8日
- 2 監査結果に対する措置事項の通知年月日
令和8年7月15日及び7月31日
- 3 監査の結果（指摘事項等）及び措置の内容
別紙のとおり

令和 8 年度定期監査の結果に基づく措置状況の報告について

令和 8 年 7 月 1 5 日

1 佐伯支所 環境産業係

【改善を求める事項】公文書の適正な管理について	
監査の結果	措置内容
環境産業係の所掌業務に関する紙文書について、異なる業務に関する文書が混在してファイルに綴られているなど整理が不十分であり、担当者以外の職員が必要な文書を特定することが困難な状態であった。 廿日市市文書事務取扱規程では、文書事務の取扱いは、正確、迅速、丁寧に行い、もって事務能率の向上に努めなければならないと規定されている。 公文書の管理は、本市の行政を適切かつ効率的に運営し、市民への説明責任を全うするための重要な事務である。公文書の公開等の制度により開示の請求があった場合には、それに対応する公文書が速やかに特定できる状態に整理されている必要があり、また、担当者だけではなく他の職員も活用し円滑に業務を進めることができるよう作成、整理、保存されている必要がある。 不適切な公文書の管理は、行政運営に対する信頼をも損ないかねない。職員一人ひとりが公文書の適正	ご指摘のとおり一部の関係書類のファイリングが十分に整理されておらず、円滑に関係書類の確認を行うことができない状況であった。 今後は担当職員以外が公文書を円滑に活用ができるよう、廿日市市文書事務取扱規定を再度確認し、文書管理に努めることとし、定期的に担当者以外の職員が書類の整理状況の確認を行うなど、必要に応じて適切な対応をとることで、同規定を遵守し、組織として統一したルールに基づいた管理を図っていく。

な管理の意義について十分に理解するとともに、組織として統一されたルールに基づいた管理を徹底するよう要請する。	
--	--

令和 8 年度定期監査の結果に基づく措置状況の報告について

令和 8 年 7 月 3 1 日

2 佐伯支所 建設維持係

【改善を求める事項】工事の分割発注について	
監査の結果	措置内容
競争入札によらず、随意契約とするため、廿日市市契約規則に規定する額を超えないように分割発注していると捉えられかねない事例があった。 本件は、同じ施工場所の道路路肩補修とガードレール施工で、当初は 1 件の工事として競争入札に付す予定であったが、路肩補修を急ぎょ優先して行う必要が生じ、競争入札に付す時間が確保できなかったため、先に少額随意契約し、その後ガードレール施工を少額随意契約で別発注したものである。 同じ施工場所で工期も重なっており、見積指名事業者も同じ 2 者であることを考えると、経費削減、事務軽減の観点から一括発注し、競争入札によるべきであったのではないかとと思われる。 地方公共団体の契約は、地方自治法に規定するとおり競争入札が原則であり、競争入札を避けるための分割発注は不適切であることから、発注の時期や施工場所などを検討した上で、適切な発注単位や契約手法を選択し、疑念を抱かれることのない	今後、工事発注の際には、施工現場の状況や施工時期を十分調査した上、適切な発注単位や契約手法を選択し、適正に契約事務の執行を行います。

よう適正な契約事務の執行に努められたい。	
----------------------	--